

【令和8年8月から令和9年7月まで】

限度区分 (所得区分)			負担 割合	自己負担限度額 (月額上限)		自己負担限度額 (年間上限)
				外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)	外来＋入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円 以上	3割	270,300円（注1） （医療費が901,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。）		1,680,000円
	Ⅱ	課税所得 380万円 以上		179,100円（注2） （医療費が597,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。）		1,110,000円
	Ⅰ	課税所得 145万円 以上		85,800円（注3） （医療費が286,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。）		530,000円
一般			2割	22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円（注3）	530,000円
						410,000円
住民税 非課税		Ⅱ	1割	11,000円 (年間上限96,000 円)	25,700円（注4）	290,000円
		Ⅰ		8,000円		180,000円

過去12か月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、
4回目からの額は次のとおりです。

注1 4回目以降 140,100円 注2 4回目以降 93,000円

注3 4回目以降 44,400円 注4 4回目以降 24,600円